

# 杉並区多文化共生基本方針【概要版】

## 第1章 基本方針の策定に当たって

区における「多文化共生の推進」は、これまで外国国籍区民や外国にルーツを持つ日本国籍区民を対象とした子ども日本語教室の実施、区役所内における「外国人相談窓口」の設置など、「在住外国人の支援」という視点が中心でした。

しかし、外国国籍区民の増加や多国籍化、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展など、社会経済情勢が大きく変化してきた中では、外国国籍区民を地域社会の担い手として捉えて社会参画を促す、「共生」の視点も求められています。

区では新たに「共生」の視点を加え、「支援」と「共生」それぞれの面から取組を進めるため、今後の多文化共生施策の基本的な考え方や取組の方向性を示すことを目的に、「杉並区多文化共生基本方針」を策定することとしました。

本方針は、4つの重点項目と13の取組で構成しており、実行計画に基づき実施する事業をはじめ、各所管で実施する事業は、この取組を踏まえ進めていくこととなります。

多文化共生を推進し、お互いに顔が見える関係を構築していくことは、誰にとっても安全・安心で住みやすい杉並区につながるものであり、その実現に向け取り組んでまいります。

## 第2章 多文化共生を取り巻く現状と課題

### 1. 区の現状

区の外国国籍住民人口は、平成26(2014)年頃から増加傾向となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて一時減少したものの、令和5(2023)年に再び増加に転じ、令和6(2024)年1月現在19,178人と過去最高となっています。区総人口(572,843人)に占める割合は約3.3%で、10年前の約1.7倍に増加しています。

区の外国国籍住民の国籍・地域別内訳は、中国、ネパール、韓国の3カ国で過半数を占めており、他にもアジア圏国籍人口が多くなっています。特に近年は、ネパール国籍人口の増加が著しく、令和6(2024)年6月以降は韓国国籍人口と順位が入れ替わりました。

在留資格別に見ると、留学、技術・人文知識・国際業務(技人国)、永住者、家族滞在、特別永住者等の人口が多くなっています。特に留学、技術・人文知識・国際業務(技人国)の人口は、新型コロナウイルス感染症の収束後の2年間で急激に増加しています。

### 2. 区が多文化共生にかかわる主な課題

基本方針の策定に当たり実施した各種アンケートや調査の結果、ヒアリング等から、主な課題を次のように整理しました。

- (1) 多文化共生の意識に関する課題
- (2) コミュニケーションにおける課題
- (3) 外国国籍区民の社会参画に向けた課題
- (4) 拠点整備の必要性

### 【用語について】

「日本国籍区民」…国籍が日本である区民 「日本国籍住民」…「日本国籍区民」のうち、杉並区に住民登録をしている人

「外国国籍区民」…国籍が日本以外の区民 「外国国籍住民」…「外国国籍区民」のうち、杉並区に住民登録をしている人

「外国にルーツを持つ日本国籍区民」…「届出により日本の国籍を取得した区民」、「外国で出生し、日本以外の国籍も持つ区民」、「親の両方又はいずれかが外国出身者である日本の国籍を持つ区民」

「外国国籍等区民」…「外国国籍区民」及び「外国にルーツを持つ日本国籍区民」

## 第3章 基本方針と具体的な取組

### 1. 区が目指すべき目標

すべての区民が人権を尊重し、互いの文化を認め合い、

安心して暮らせる地域づくり

### 2. 重点項目とそれを実現する13項目の取組

#### 重点項目1

#### 互いを尊重し合える意識の啓発・醸成

・杉並区自治基本条例に掲げる「区民一人ひとりの人権の尊重」の実現を目指し、互いの人権を尊重する意識の啓発に取り組みます。

#### 実施する取組

- ① 人権と子どもの権利の擁護
- ② 「やさしい日本語」の普及・啓発
- ③ 国内外の文化を相互理解する取組

#### 重点項目3

#### すべての人が活躍できる地域づくり

・地域で暮らす人々がお互いに顔が見える関係を構築し、主体的な社会参画を通して、すべての人が活躍できる地域を目指します。

#### 実施する取組

- ⑦ 安全・安心な生活の確保
- ⑧ 多文化共生を進める人材の育成
- ⑨ 地域人材の活躍の場の提供
- ⑩ 地域コミュニティへの参加促進

#### 重点項目2

#### コミュニケーション支援

・日本語を学べる環境を整備するとともに、情報を必要としている人に必要な情報が伝わる発信に取り組んでいきます。

#### 実施する取組

- ④ 日本語教育機会の確保
- ⑤ 行政情報の多言語化
- ⑥ 受け手の立場に立った伝わる情報発信

#### 重点項目4

#### 多文化共生拠点の整備

・外国人向けの日本語学習支援や生活相談窓口の運営、地域参画を目的とした交流イベント等を実施する、異なる文化や背景を持つ区民が集い交流する拠点を整備します。

#### 実施する取組

- ⑪ 相談機能の充実
- ⑫ 日本語教室の拡充
- ⑬ 相互交流の場の創出

## 第4章 基本方針の推進体制

基本方針の策定に当たっては、方針の内容および多文化共生社会の推進に関する事項について広く意見を聴くことを目的に学識経験者、学校関係者、外国にルーツを持つ住民代表者などから構成される杉並区多文化共生推進懇談会を令和6(2024)年度に設置しました。

基本方針策定後の令和7(2025)年度以降は、現在の委員に加えて区内で活動する団体や外国国籍区民にもご参加いただき、今後の多文化共生の推進に係る方向性などについて、検討・議論していきます。

また、多文化共生の取組を推進していくに当たり、区の職員一人ひとりが課題や取組を理解し、仕事を進めていくため、杉並区多文化共生推進庁内連絡会議を立ち上げ、多文化共生の推進にかかわる取組状況の把握や情報の共有を図るとともに、関係各課と必要な連携を行ってまいります。